

# 第11回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和8年5月28日（木）

午後1時30分から

場所：プラザ菜の花 3階「菜の花」

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議事録署名人の選出

## 4 議 題

- (1) 中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (3) 遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について
- (4) その他

## 5 そ の 他

## 6 事務局連絡事項

## 7 閉 会



## 第 1 号議案

中型まき網漁業の制限措置、許可及び起業の認可を申請すべき  
期間及び許可の有効期間について（諮問）

このことについて、令和 8 年 5 月 2 1 日付け水産第 3 0 0 号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和 8 年 5 月 2 8 日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

中型まき網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

令和8年7月31日をもって許可の有効期間が満了する中型まき網漁業につき、制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和8年5月21日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

記

- 1 制限措置  
別紙のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年6月9日から令和8年7月8日まで
- 3 許可の有効期間  
許可の日から令和13年7月31日まで

(別紙)

中型まき網漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 中型まき網漁業 (1 そうまき又は2 そうまき)
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- (3) 船舶の総トン数 5 トン以上、許可又は起業の認可を申請すべき期間において交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。ただし、許可又は起業の認可を申請すべき期間において許可又は起業の認可を有しない場合は、5 トン以上 40 トン (南房総市野島埼灯台正南の線以東の千葉県海面にあっては、15 トン) 未満の範囲で、従前の合計許認可総トン数 (中型まき網漁業 (1 そうまき及び 2 そうまき) の合計をいう。) を超えない合計許認可総トン数となる総トン数以下。
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業の方法	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格
1	銚子市地先から富津市富津岬突端 (北緯 35 度 18 分 46 秒東経 139 度 47 分 5 秒の点)、第 1 海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 54 秒東経 139 度 46 分 8 秒の点)、第 2 海堡中心点 (北緯 35 度 18 分 43 秒東経 139 度 44 分 31 秒の点)、北緯 35 度 17 分 16 秒東経 139 度 44 分 13 秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	1 そうまき	4	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地 (漁船法施行規則 (昭和 25 年農林省令第 95 号) 第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。) が銚子市から富津市までの区域にある者
		2 そうまき	3 2	
2	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中	1 そうまき	4	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地

	心点を結んだ線以北の千葉県海面	2 そうまき	10	が館山市から浦安市までの区域にある者
3	南房総市野島埼灯台正南の線から富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	1 そうまき	1	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者

中型ままき網漁業の漁獲成績一覧

【取扱注意】

漁協名	許可 隻数	認可 隻数 (統数)	R3年			R4年			R5年			R6年			R7年		
			操業 統数	水揚量 (トン)	水揚高 (千円)	操業 統数	水揚量 (トン)	水揚高 (千円)	操業 統数	水揚量 (トン)	水揚高 (千円)	操業 統数	水揚量 (トン)	水揚高 (千円)	操業 統数	水揚量 (トン)	水揚高 (千円)
合計	25 ( 16 )	26 ( 14 )	13	14,626	2,148,731	13	22,687	3,098,485	13	13,309	2,891,163	12	15,968	2,504,282	12	25,629	3,116,400

【操業区域別の  
許認可隻数】

操業区域	1 そうまき	2 そうまき	合 計
1	4	32	36
2	4	10	14
3	1	0	1
合 計	9	42	51

※許可隻数及び認可隻数は、令和8年4月現在の数です。

## 中型まき網漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面における中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号に掲げる中型まき網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。ただし、県外船に係る許可については、別途定めるところによるものとする。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内容に限る。））
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあっては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下。現に許可等を有しない場合は、従前の合計許認可総トン数を超えない範囲の総トン数。
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

操業区域		漁業を営む者の資格
1	銚子市地先から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が銚子市から富津市までの区域にある者
2	館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市城ヶ島灯台中心点を結んだ線以北の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が館山市から浦安市までの区域にある者
3	南房総市野島埼灯台正南の線から富津市富津岬突端（北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点）、第1海堡中心点（北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点）、第2海堡中心点（北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点）、北緯35度17分16秒東経139度44分13秒の点及び神奈川県横須賀市観音埼灯台中心点を順次結んだ線に至る間の千葉県海面	千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が銚子市から富津市までの区域にある者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

東京内湾における最低水面下水深8メートルの等深線以浅の海域においては、操業してはならない。【第3の操業区域2に適用】

2 第3の操業区域1には、次の条件を付けることがある。

南房総市野島埼灯台正南の線以西の海域においては、操業してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

(1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

(2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合

(3) 次のいずれかの場合

ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合

イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）

(4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合

(5) (1)～(4)以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。

定めなし

(許可の有効期間)

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可するものとする。

(1) やむを得ない場合の1トン以内の増トン

改造等によりやむを得ず、1隻につき1トン以内の範囲内において、その総トン数を増加しようとする場合。ただし、過去に増トンしている場合はその増トン分も含めて1トン以内となる場合に限る。

(2) 漁業の方法の変更

2 そうまき漁法から1 そうまき漁法への変更であって、次の要件を全て満たす場合。

ア 2 そうまきの許可の一方の廃業を見合いとしていること。

イ 1 そうまきの許可を受けようとする船舶の総トン数が2 そうまきの許可船舶2隻のうち、いずれか大きいほうの総トン数を超えていないこと。

なお、アで廃業する1隻については、2そうまき漁法への復活のための猶予期間として、5年を上限として起業の認可を認めるものとし、この間は、1そうまき漁法から2そうまき漁法への変更を認めるものとする。

(3) その他

(1) 及び(2)以外の場合であって、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるとき。

(承継の許可)

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 附属船報告書

(附属船)

第12 附属船（運搬船及び魚探船をいう。）は網船1統につき5隻以内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第13 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（2月末まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 中型まき網漁業の許可及び起業の認可方針（昭和45年7月7日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第8の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

千葉県知事 様  
中型まさ網漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

氏名 (法人にあつては、その名称)

印

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	最盛期の従業者数 (船団1統当たり)
令和 年 月から	第 号	丸	CB2-	トン	人
令和 年 月まで	第 号	丸	CB2-	トン	才
					平均年齢

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況														
2 漁業生産の実績等 (※魚種名は主な2魚種について個別に記入し、2魚種以外はその他に記入)														
区分	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
魚種名※	操業日数													
	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
その他	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
合計	漁獲量(トン)													
	漁獲金額(千円)													
主 な 水 揚 場	港													
主 な 漁 場	場													
水	深													

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。  
上記のとおり水揚げしたことを証明します。

(備考) 個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

漁業協同組合代表理事組合長

印

## 中型まき網漁業

漁業種類：中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内容に限る。））

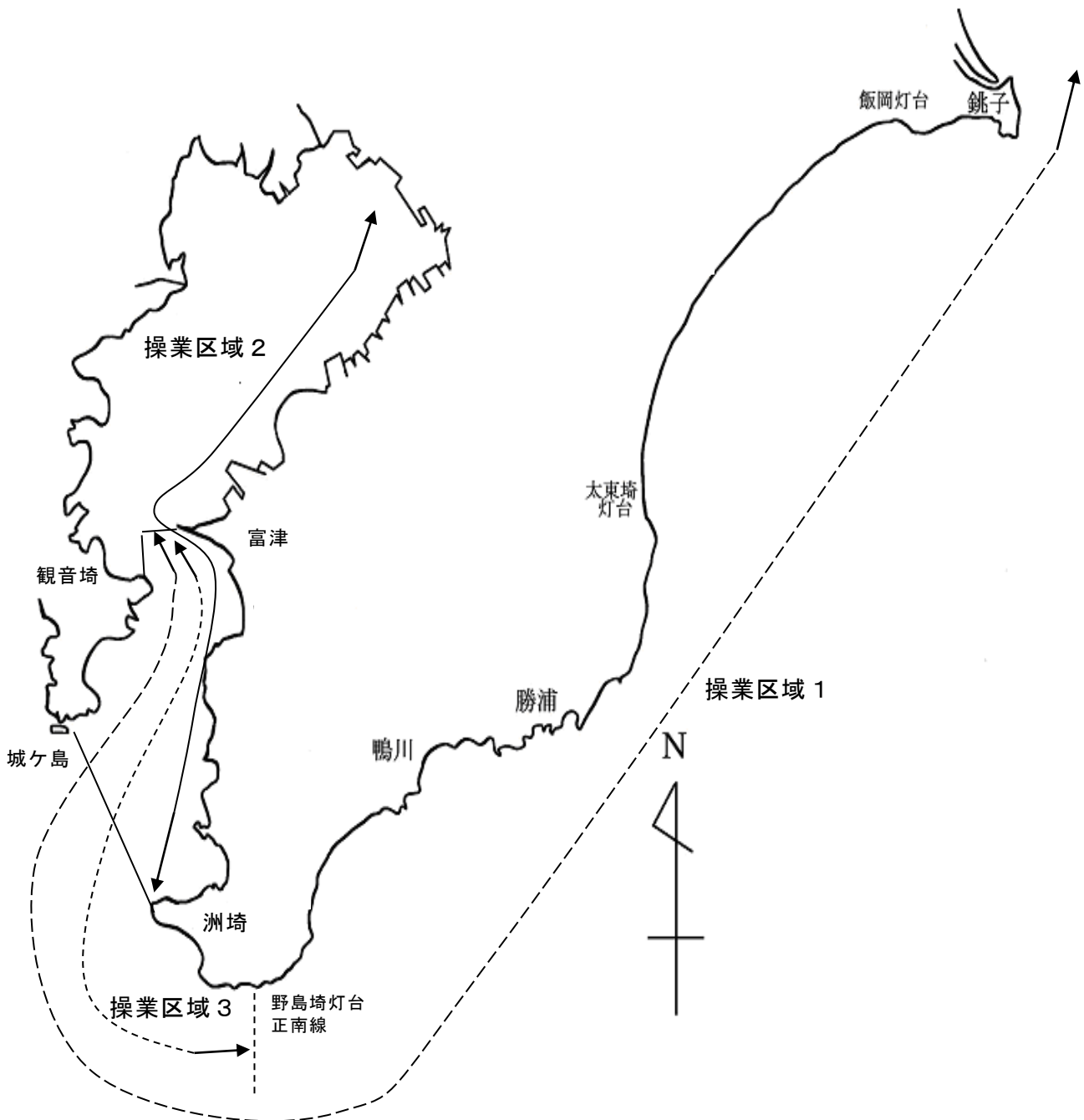
船舶の総トン数：5トン以上40トン（銚子市地先から野島埼灯台正南の線までの海域にあつては、15トン）未満の範囲において現に交付されている許可証又は認可を通知する書面に記載されている総トン数以下

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：周年

漁業を営む者の資格：県内に住所を有し、船舶根拠地が操業区域の区分に応じた範囲にある者



許可等の条件：東京内湾の水深8m以浅操業禁止【操業区域2】

## 中型まき網漁業の許可取扱要領（県外船）

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 中型まき網漁業の許可方針（令和2年12月1日施行。以下「方針」という。）第1  
ただし書に規定する県外船の中型まき網漁業の許可等に関する取扱いについては、この  
要領の定めるところによる。

（新規の許可等に係る制限措置）

第2 千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第11条  
第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 中型まき網漁業（1そうまき又は2そうまき（現に許可等を受けている内  
容に限る。））
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 千葉・茨城両県における中型まき網漁業  
及び小型まき網漁業の相互入会操業についての協定（以下「協定」という。）における入会  
統数を踏まえ都度定める。
- （3）船舶の総トン数 5トン以上15トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 協定に定める入会海域
- （6）漁業時期 協定に定める入会操業期間
- （7）漁業を営む者の資格 茨城県内に住所を有し、かつ、その船舶につき、茨城県知事に  
よる中型まき網漁業の許可を受けている者

（許可等の申請期間）

第3 規則第11条第2項に規定するこの漁業の許可等の申請すべき期間は、協定の内容を  
踏まえ、別に定める。

（許可の有効期間）

第4 この漁業の許可の有効期間は、5年を超えない範囲において、協定の有効期間と同一  
の期間とする。

（その他）

第5 本要領に定めのない項目の取扱いについては方針に準ずる。

附 則

- 1 この要領は、令和2年12月1日から施行する。

## 第2号議案

小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、  
許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効  
期間について（諮問）

このことについて、令和8年5月21日付け水産第296号で知事  
から別添のとおり諮問がありましたので審議されたい。

令和8年5月28日

会 長 石 井 春 人

千葉海区漁業調整委員会 様

小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の制限措置、許可又は  
起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）

令和8年8月31日をもって許可の有効期間が満了する板びき網漁業につき、制限  
措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間を下記のとおり定め  
たいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用  
する同法第42条第3項及び第46条第2項の規定により諮問します。

令和8年5月21日

千葉県知事 熊谷俊人  
(公印省略)

記

- 1 制限措置  
別紙のとおり
- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和8年7月13日から8月12日まで
- 3 許可の有効期間  
令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

(別紙)

小型機船底びき網漁業の制限措置の内容

- (1) 漁業種類 板びき網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 14隻
- (3) 船舶の総トン数 10トン以下
- (4) 推進機関の馬力数 450キロワット以下
- (5) 操業区域 銚子市犬吠埼灯台中心点 152 度 (真方位による。以下同じ。) 4 海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点 205 度 5 海里の点、北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒の点 (山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱) 163 度 4 海里の点を経ていすみ市太東埼灯台中心点 30 度 5 海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県沖合の部分
- (6) 漁業時期 9 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (7) 漁業を営む者の資格 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

小型機船底びき網(板びき網漁業)漁獲実績

【取扱注意】

令和3年漁期(令和3年9月1日から令和4年5月31日まで)								
	許可(認可)件数	操業隻数	操業日数	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	1隻あたり の水揚量 (kg/隻)	1隻あたり の水揚金額 (千円/隻)
合計	11(5)	11	843	347,929	202,136	—	31,630	18,376

令和4年漁期(令和4年9月1日から令和5年5月31日まで)								
	許可(認可)件数	操業隻数	操業日数	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	1隻あたり の水揚量 (kg/隻)	1隻あたり の水揚金額 (千円/隻)
合計	11(5)	11	838	350,755	227,024	—	31,887	20,639

令和5年漁期(令和5年9月1日から令和6年5月31日まで)								
	許可(認可)件数	操業隻数	操業日数	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	1隻あたり の水揚量 (kg/隻)	1隻あたり の水揚金額 (千円/隻)
合計	11(4)	11	801	275,175	193,760	—	25,016	17,615

令和6年漁期(令和6年9月1日から令和7年5月31日まで)								
	許可(認可)件数	操業隻数	操業日数	水揚量 (kg)	水揚金額 (千円)	平均単価 (円/kg)	1隻あたり の水揚量 (kg/隻)	1隻あたり の水揚金額 (千円/隻)
合計	10(5)	9	639	268,528	213,405	—	29,836	23,712

許可(認可)件数は当該漁期終了時点

## 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可方針

令和2年11月30日制定

（趣旨）

第1 千葉県海面における板びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第72条第1項第5号に掲げるその他の小型機船底びき網漁業のうち、網口開口板を使用する小型機船底びき網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

（許可の一斉更新に当たっての許可等をすべき船舶等の数の考え方）

第2 次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数を定める。

（1）一斉更新を迎える許可等の隻数

（2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

（新規の許可等に係る制限措置）

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

（1）漁業種類 板びき網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。

（3）船舶の総トン数 10トン以下

（4）推進機関の馬力数 450キロワット以下

（5）操業区域 銚子市犬吠埼灯台中心点 152度（真方位による。以下同じ。）4海里の点から正北の線及び同点から旭市飯岡灯台中心点 205度5海里の点、北緯35度32分25秒東経140度27分24秒の点（山武郡九十九里町片貝灯台跡に設置された標柱）163度4海里の点を経ていすみ市太東埼灯台中心点 30度5海里の点に至る線以東の海域のうち同点正東の線以北の千葉県の沖合の部分

（6）漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

（7）漁業を営む者の資格 銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する地域に住所を有する者

（許可等の申請期間）

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

（許可等の条件）

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

（1）操業区域のうち、等深線40メートル以深の海域で操業してはならない。

（2）許可船舶の船橋の全体を黄色に塗装しなければならない。

（3）網口開口板の面積は、1枚当たり1.7平方メートル以内でなければならない。【推進機関の馬力数が147キロワット（40馬力）を超える場合に適用】

（4）漁網は、魚捕部を上下二段構造とし、上網の上面に目合い6センチメートル以上の網地を2平方メートル以上装着しなければならない。【推進機関の馬力数が147キロワット（40馬力）を超える場合に適用】

（新規の許可等に係る許可の基準）

第6 第3に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第11条第5項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
  - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
  - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。  
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をしようとするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書

（資源管理の状況等の報告）

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（7月31日まで）に資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）の許可及び起業の認可方針（昭和45年8月7日施行）は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第4の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。

(別記様式)

## 板びき網漁業の資源管理の状況等の報告書 (漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあつては、その名称)

印

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類 及び馬力数	乗組 員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	C B -	トン		人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況

2 漁業生産の実績等

別紙のとおり

別紙報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

別紙のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

印

(備考)

個人が報告する場合は、報告者の氏名を自署することにより押印を省略することができる。

千葉県知事

様

小型底びき網漁業漁獲成績報告書

No.

住所	
報告者氏名	印
船名	丸
年月分報告日	年 月 日
年月分報告日	平成 年 月 日

識別コード	整理番号	県名	漁業種類	登録番号	トン数	馬力	漁法	通常従業員数	27~55
1	2~4	5・6	7・8	9~13	14~19	20~23	24	25~26	
1	* * *	2 0	3 1				1. 扱 2. かけまわし		*~*

操業年月日	区	数	港	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	
ほん	あな	なご	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304	302	304
ぎん	あな	なご	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304	304
すず	あな	なご	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343	343
まだ	あな	なご	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251	251
ちだい	あな	なご	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252	252
めば	あな	なご	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371	371
あな	あな	なご	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431	431
ひら	あな	なご	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201	201
むし	あな	なご	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217	217
いし	あな	なご	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215	215
やなぎ	あな	なご	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213	213
その	あな	なご	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210
た	あな	なご	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620	620
す	あな	なご	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611	611
や	あな	なご	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612	612
じん	あな	なご	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615	615
そ	あな	なご	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610	610
さ	あな	なご	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537	537
そ	あな	なご	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530	530
ひ	あな	なご	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517
ひ	あな	なご	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518	518
ひ	あな	なご	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510	510
そ	あな	なご	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232	232
さ	あな	なご	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408	408
き	あな	なご	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429	429
め	あな	なご	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219	219
い	あな	なご	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
ま	あな	なご	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432	432
ほ	あな	なご	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330
さ	あな	なご	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452	452
ね	あな	なご	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499	499
そ	あな	なご																				
そ	あな	なご	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690	690
金	あな	なご																				

注：漁区は農林漁区（図を見てください）4桁表示。

漁獲量の単位はキログラム。

## 小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）

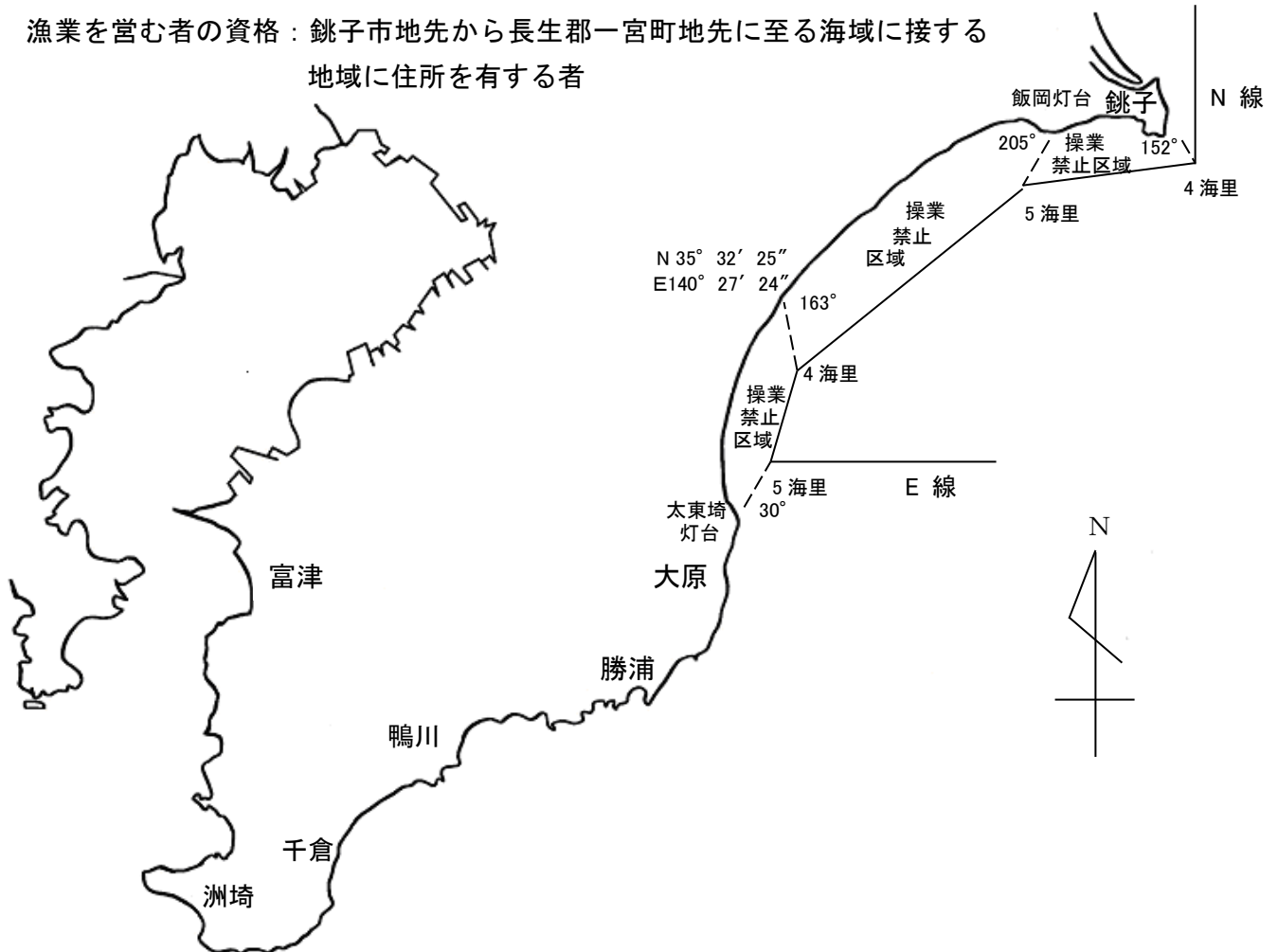
船舶の総トン数：10 トン以下

推進機関の馬力数：450 キロワット以下

操業区域：下図のとおり※

漁業時期：9月1日から翌年5月31日まで※

漁業を営む者の資格：銚子市地先から長生郡一宮町地先に至る海域に接する  
地域に住所を有する者



### 許可等の条件

- (1) 等深線 40 メートル以深操業禁止
- (2) 船橋の全体を黄色塗装
- (3) 推進機関の馬力数が 147 キロワット又は 40 馬力を超える場合には、漁具に次の条件を加える。
  - ア 網口開口板の面積は、1.7 平方メートル以内
  - イ 漁網の魚捕部は上下二段構造とし、上網上面に目合い 6 センチメートル以上の網地を 2 平方メートル以上装着

※農林省告示による規制に同じ

### 第 3 号議案

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議  
されたい。

令和 8 年 5 月 2 8 日

会 長 石 井 春 人

## 遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 \_\_\_\_\_ 号

千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 8 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会  
会 長 石 井 春 人

### 1 採捕の制限

千葉県海面（2 に掲げる区域に限る。）においては、令和 8 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間（3 に掲げる時間に限る。）、がざみ類（がざみ、たいわんがざみ、いしがに及びのこぎりがざみをいう。）を採捕してはならない。

### 2 採捕を制限する区域

共同漁業権共第 2 号及び共第 3 号（令和 5 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域

### 3 採捕を制限する時間

午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 5 時から翌午前 0 時まで

### 4 適用除外

1 の制限は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法第 57 条第 1 項の規定による千葉県知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合
- (2) 2 に掲げる区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権を有する者が当該権利に基づいて漁業を営む場合
- (3) 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合